

中国の化学物質規制

産業環境管理協会は、中国への化学品輸出を行う日本企業を支援するため、「中国化学物質規制対応ワンストップサービスを開始することになった。

◆環境新聞 2011年10月5日付

化学品輸出 産環協がワンストップ支援

中国の規制強化に対応

米・韓へ拡大も視野

産業環境管理協会は中国への化学品輸出を行っている日本企業の支援のため、「中国化学物質規制対応ワンストップサービス」を1日から開始した。中国では、昨年10月に改正新化学物質環境管理弁法が施行されたほか、今年12月には改正危険化学品安全管理条例も施行となる。これらには罰則規定も明示されており、従来通りの対応では罰金などが科されるケースもあることから、産環協では中国当局の認定機関である申告代理人と連携して、支援サービスを展開する。さらに、13年には韓国でも化学物質規制が導入されるほか、米国でも見直しの動きが加速している。産環協ではこうした国際情勢に対応するため、従来のREACH支援センターを国際化学物質管理支援センターに改称して、各国の法制度に対応した支援サービスを提供していく。

昨年10月に施行された「造・輸入・加工使用される改正新化学物質環境管理」る新規化学物質を日本から得が義務付けられること。中国の現行化「費」であれば申告は不要

だが、記載のない「新規化学物質」の場合は、各種データ・試料の収集や場合によっては生体毒性試験などを行う必要がある。日本では既存物質であっても中国では新規物質であるケースもあり、注意が必要だ。また、生体毒性試験は中国の分析機関で実施しなければならぬとされている。中国の分析機関は数が少ない

上、設備も異なるケースが多く、時間の手間がかかる可能性もある。なお、違反には1万円3万円の罰金が科せられる。また、12月には改正危険化学品安全管理条例も施行となる。すでに中国では、国家基準によりGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）への対応が義務化されていたが、これ

によりGHS方式に準じたMSDS（化学物質安全データシート）やラベルが義務化され、違反した場合は5万円以上の罰金が科せられる。こうした規制強化の動きに対応するため、同サービスでは①管理弁法に基づき申告・届出②申告資料・年度報告などの作成③国家基準GHS対応のSDS・ラベルの作成④新規性調査⑤各種試験実施への支援―などを

行う。